

外国人登録法の廃止に伴う 外国人運転者の登録必要書類の変更について

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律並びに住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、タクシー業務適正化特別措置法施行規則が一部改正されることとなりました。

このため、タクシー業務適正化特別措置法に基づき外国人の方の運転者登録に必要な書類が下記のとおり変更となりましたのでお知らせします。

尚、発行から6ヶ月以内の住民票（個人番号記載の無いもの・コピー不可）の添付をお願い致します。

記

改正後：住民基本台帳法に基づく住民票の写し

改正前：外国人登録法第5条第1項の登録証明書の写し

適用：平成24年7月9日(月)から